

【基本目標 3】

仕事と生活が両立できる環境づくり

働くことは、暮らしを支え、生きがいや喜びをもたらします。

活力ある社会を持続するためには、働く世代が充実感を感じながら、仕事上の責任を果たすのと同時に、男女がともに育児や介護に取り組み、家庭や地域生活においても健康で豊かな生活ができることが当たり前である社会を実現することが必要です。

昨今、女性の社会進出が当然となり、共働き家庭が増加する中で、人々の中に根強く存在する役割分担意識により、家事や育児などの大部分は女性が担っているのが現状です。

一方で、男性は長時間労働を余儀なくされる状況が散見し、育児や家事などへ参加が難しい状況となっています。こうした現代の働き方や家庭の在り方を改革するためには、「ワーク・ライフ・バランス」の意義や重要性について理解を深める必要があります。

職場においても、事業所と従業員はともに協調して、職場の意識や職場風土の改革に取り組むことが重要です。ワーク・ライフ・バランスの実現は、事業所にとっても優秀な人材の確保や生産性の向上といった意義があり、さらには社会全体の活性化にもつながります。

また、就労の場における男女の均等な機会及び待遇の確保や女性の経済的自立を図るため、出産、育児後も離職することなく、働き続けられるよう、ワーク・ライフ・バランスの推進のみならず、公正な採用や人事評価、非正規雇用の処遇改善、性別による固定的な業務分担や人員配置等の見直し、ハラスメント対策など、誰もが働きやすい職場環境づくりを進めるとともに、女性のエンパワーメントの支援も重要です。

「令和モデル」の早期実現に向け、多様な選択を可能にする仕事と生活の両立ができる環境づくりとともに、特に女性の職域拡大、エンパワーメント支援を推進していきます。

【関連する SDGs の取組目標】



基本課題 11

ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現

◆現状と課題

仕事と生活の調和は、全ての人が対等な立場で豊かな暮らしを送る上で重要な課題です。

住民アンケートの『男女が働き続けるために必要だと思うこと』という設問において、「職場において、男女ともに育児・介護休暇などをとりやすくする」との回答が 69.7%、次いで「保育施設や保育時間の延長など保育内容を充実させる」との回答が 48.6%、「家族で家事の分担を行う」との回答が 45.5%となっており、前回調査（平成 29 年度実施）と概ね同様の内容となっています。

このことから、引き続き、育児休業などの利用促進をはじめとした職場環境の改善や保育所などの子育て支援、男性の家事参加に期待をもたれていることが分かります。

「ワーク・ライフ・バランス」の推進は、事業所にとっても優秀な人材の確保や生産性の向上といった意義があり、さらには社会全体の活性化にもつながることから、家庭生活への参加や就業の継続を困難にする長時間労働の見直し、労働生産性の向上、男性の育児休業の取得促進、テレワークやオンラインの活用など、ライフスタイルに対応した多様で柔軟な働き方の導入の重要性等について、意識啓発、情報発信に努める必要があります。

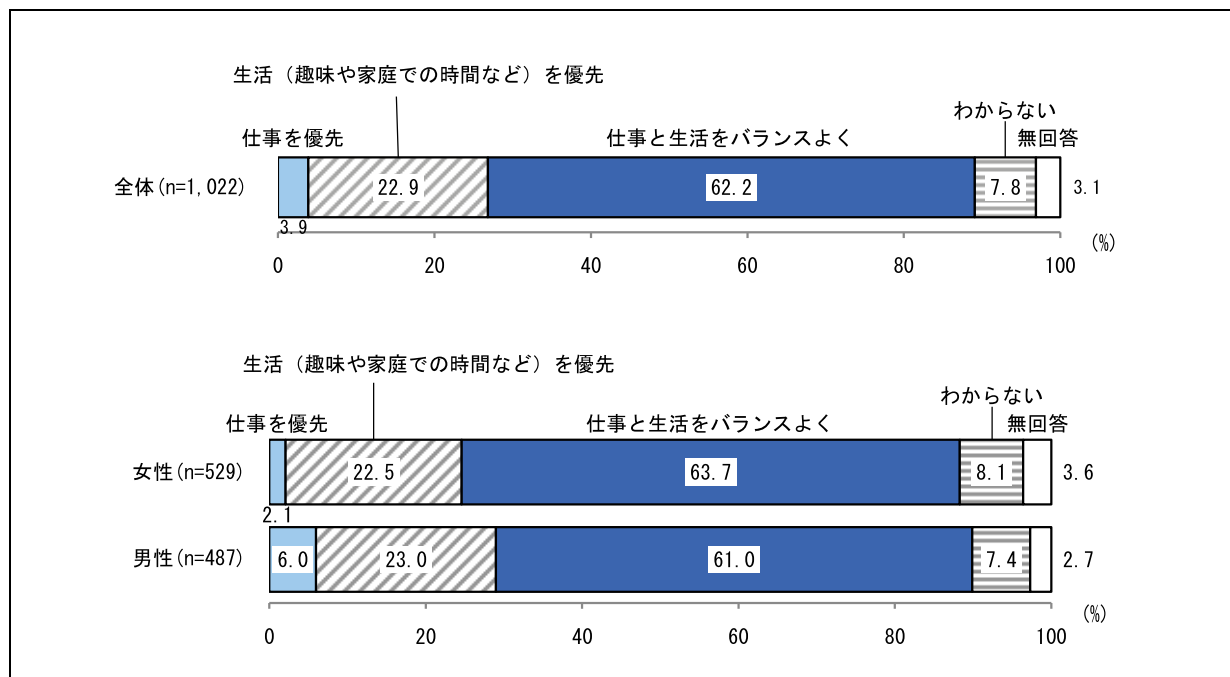
住民アンケートの『ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）について見たり聞いたりしたことはあるか』において、「はじめて聞いた」が全体で 20.8%となっていることから、まだまだ言葉だけでなくその意義などが浸透しきっていない現状も見えてとれます。

多様なライフスタイルが存在する中、男女がともに育児や介護などに取り組み、家庭生活や地域社会への参画を図りながら働き続けられるよう、この項では、次の取組項目に基づく具体的施策を推進していきます。

●本項で推進する取組項目

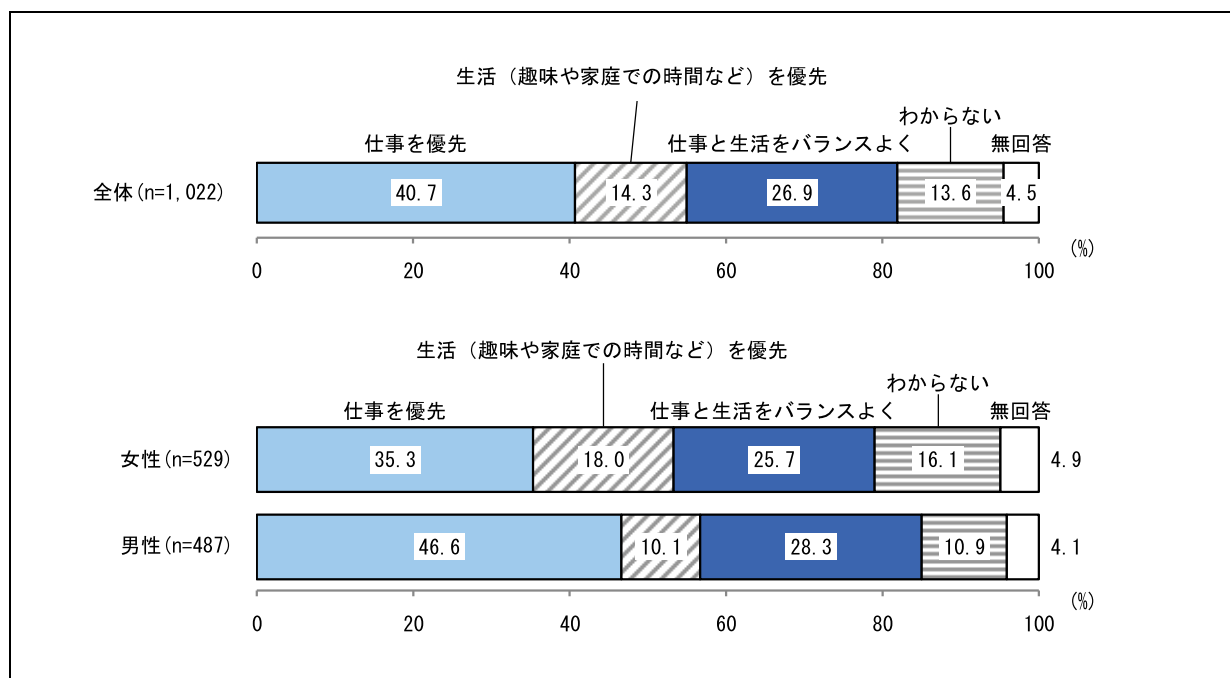
- ② ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進
- ③ 仕事と子育て・介護の両立の推進

(図 33) ワーク・ライフ・バランスについて（希望）



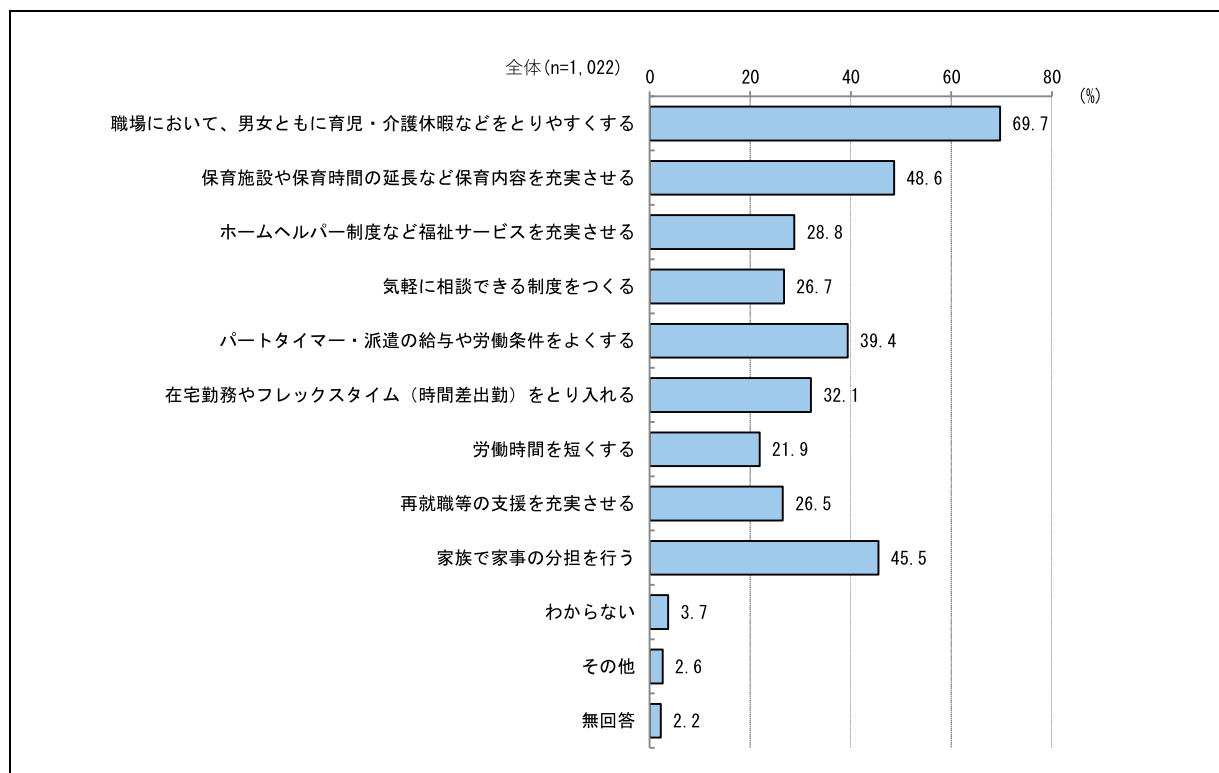
資料：太子町男女共同参画等住民アンケート調査

(図 34) ワーク・ライフ・バランスについて（現実）



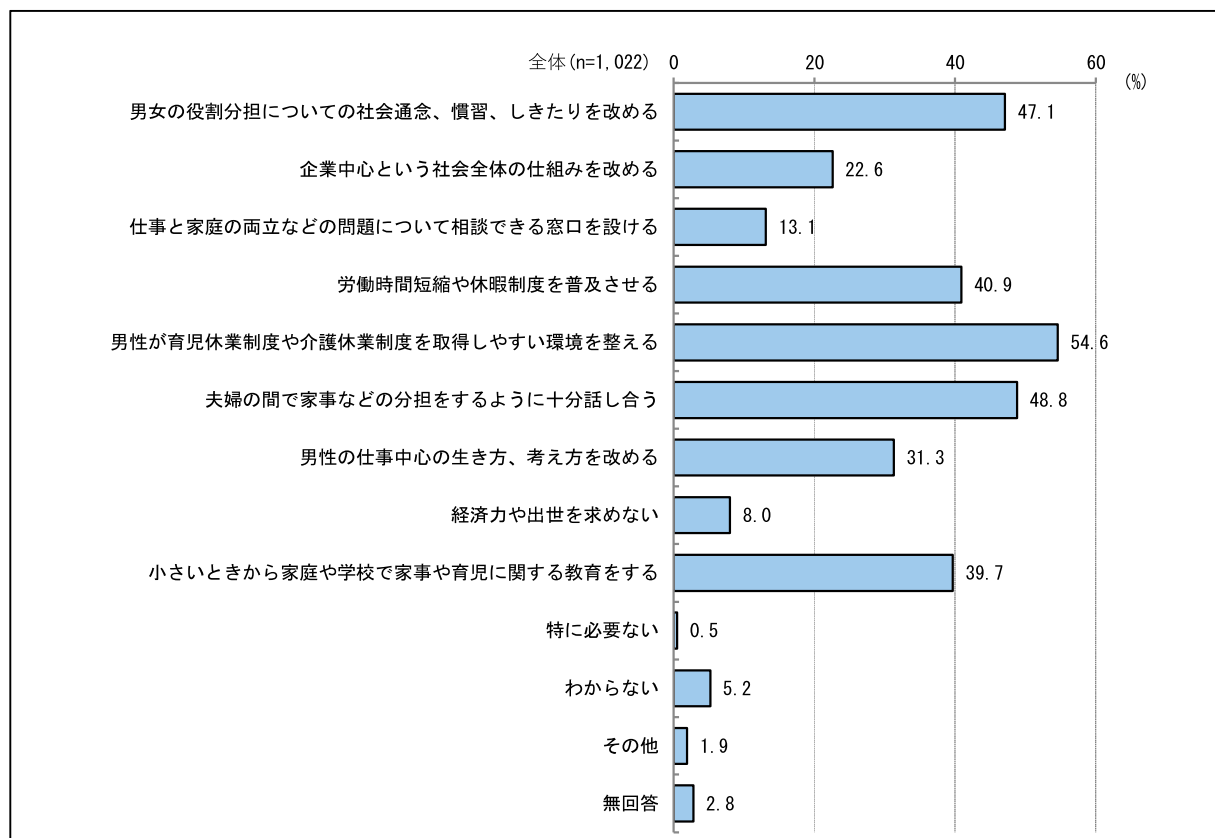
資料：太子町男女共同参画等住民アンケート調査

(図6：再掲) 男女がともに働き続けるために必要なことについて（複数回答）



資料：太子町男女共同参画等住民アンケート調査

(図23：再掲) 男性が家事、育児、介護に積極的に参加するために必要なことについて（複数回答）



資料：太子町男女共同参画等住民アンケート調査

② ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進

ワーク・ライフ・バランスを実現するため、意識啓発を推進し、男女がともに家庭責任を担えるよう環境づくりを支援します。

	施策名	具体的施策	担当課
56	ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）に関する情報提供と啓発の推進【重点】	ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の理解促進に向け、広報や町ホームページなどで情報提供や啓発を推進します。 ●ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発の推進	企画政策課
57	男女がともに担う家事・育児・介護の推進	ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進として、男女がともに家事・育児・介護などの家庭責任を担うことの大切さについての意識啓発と情報提供、学習機会を提供します。 ●男女ともに参加できる地域活動、家事・育児・介護に関する学習機会の提供	さわやか健康課 高年介護課 こどもえがお課 社会教育課

③ 仕事と子育て・介護の両立の推進

働きながら、安心して子育てや介護と両立ができるよう、多様なニーズに対応する子育て・介護施策を推進します。

	施策名	具体的施策	担当課
58	子育て・育児に関する各種サービスの情報提供や啓発の推進	仕事と子育て・介護の両立が実現できるよう各施策やサービスの情報提供、啓発を推進し、利用しやすい環境の整備に努めます。 ●各種サービスの情報提供の充実	さわやか健康課 高年介護課 こどもえがお課 社会教育課

基本課題 12

就労の場における男女共同参画の推進

◆現状と課題

一人ひとりが充実した生活を持続するためには、働きたいと希望する全ての人に平等にチャンスが与えられなければなりません。

住民アンケートの『女性が活躍できる仕事・職場環境にするために必要なもの』という設問では、「育児・介護との両立に関する職場の支援制度が整っていること」61.6%、「上司や同僚が、女性が働くことに理解があること」56.9%という結果となりました。

また、同様に『男女の地位について』という設問において、「家庭生活」では、平等である31.5%、女性が優遇されている（「どちらかといえば女性が優遇されている」を含む。）7.5%に対し、男性が優遇されている（「どちらかといえば男性が優遇されている」を含む。）は52.3%という結果となりました。「職場の中」でも、平等である21.2%、女性が優遇されている（「どちらかといえば女性が優遇されている」を含む。）4.4%に対し、男性が優遇されている（「どちらかといえば男性が優遇されている」を含む。）は60.1%という結果となりました。

このことから、男女の均等な機会及び待遇の確保、多様な働き方、公正な採用や人事評価、ハラスメント対策など、誰もが働きやすい職場環境づくりを進めることが必要であると考えられます。

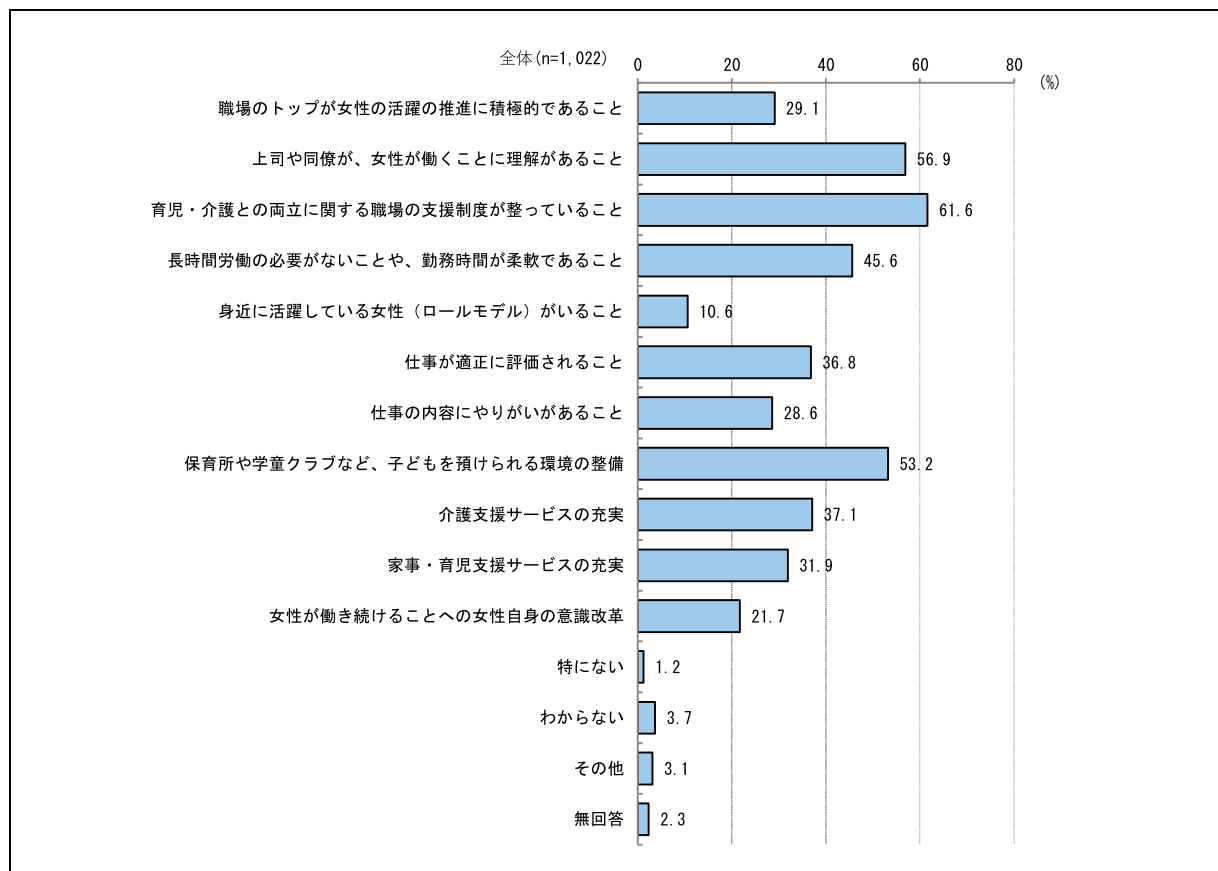
また、女性のチャレンジや結婚や出産、育児で就業を中断した女性の再チャレンジ、キャリアアップなどを推進し、女性の知識や能力の向上を支援することも必要です。

こうして、就労の場における男女間に差をなくし、誰もが能力を発揮することができるよう、次の取組項目に基づく具体的施策を推進します。

●本項で推進する取組項目

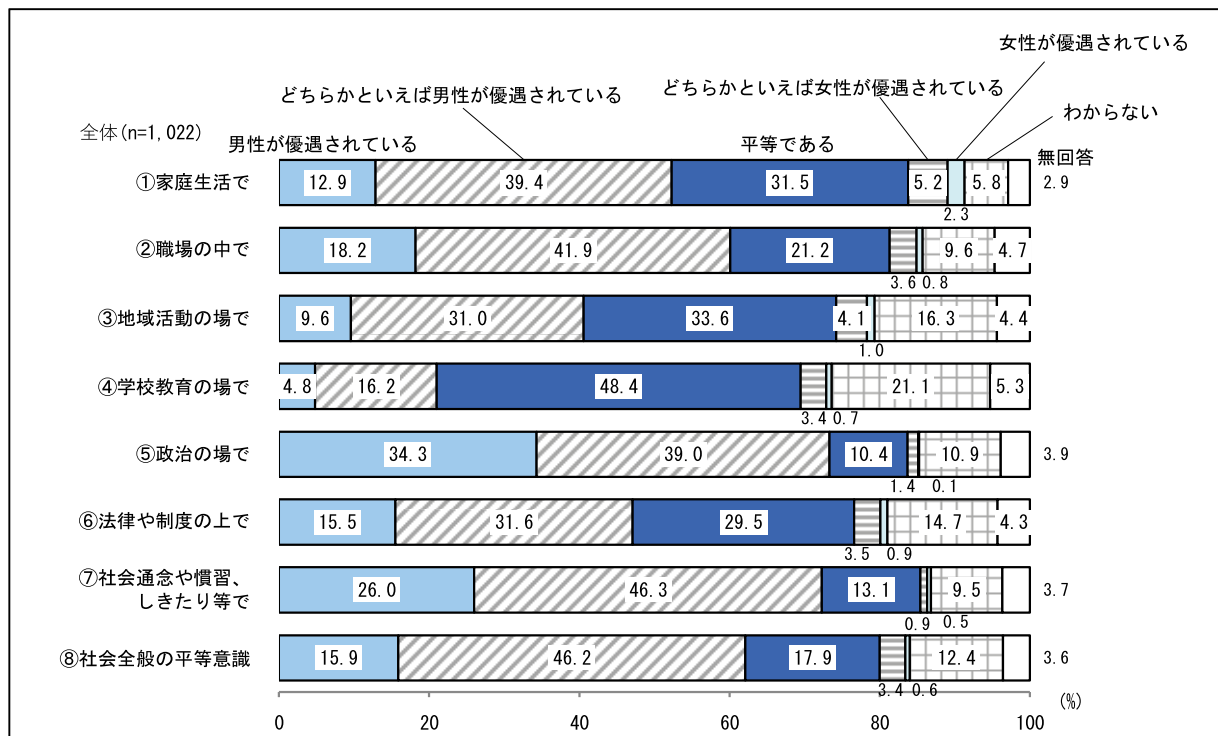
- ②④ 男女の均等な就業機会と職域拡大の促進
- ②⑤ 女性のチャレンジ支援（エンパワーメント支援）

(図 35) 女性が活躍できる仕事・職場環境にするために必要なもの（複数回答）



資料：太子町男女共同参画等住民アンケート調査

(図 7：再掲) 男女の地位について



資料：太子町男女共同参画等住民アンケート調査

②④ 男女の均等な就業機会と職域拡大の促進

働く場における男女の均等な就業機会、待遇の確保及び女性の就業継続を進めるため、労働基準監督署やハローワークなどの関係機関と連携しながら、事業主などへの啓発や働きかけ、機会均等、公平な採用活動や人事評価など、女性を人材として育成していく男女共同参画を実現する職場づくりを推進します。

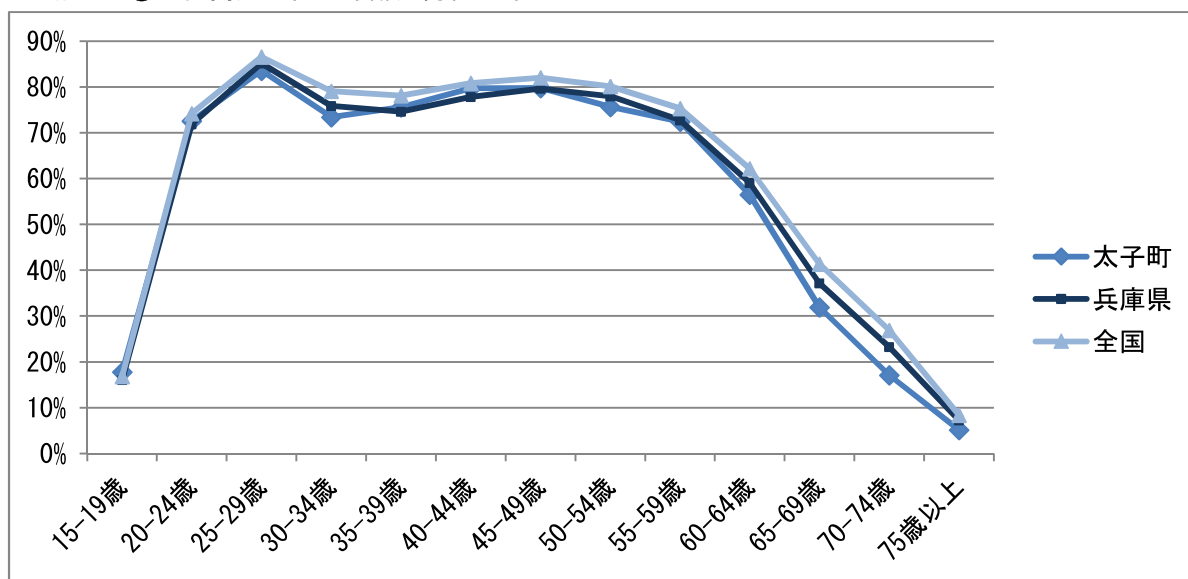
	施策名	具体的施策	担当課
59	事業所に対する情報提供の強化	労働基準監督署やハローワークなど関係機関と連携し、雇用・労働に関する法制度や多様な働き方に加え、先進事例などの情報提供を行います。また、育児・介護休暇の取得を促進するために情報提供を行い、就業が継続できる環境を整備します。 ●事業所や従業員へ、関係法令、国や県の制度等の広報などを通じた情報提供 ●男女共同参画に関する先進的な取組をしている事業所の公表	企画政策課 産業経済課
60	女性が活躍できる職場環境づくり	事業所の状況把握に努め、職場における性別による業務内容の固定化や慣行の見直しを図り、機会均等、公平な採用活動や人事評価など、女性を人材として育成していく男女共同参画を実現する職場づくりを推進します。 ●男女共同参画の視点に立った採用活動や人事評価、ハラスメントに関する正しい知識等に関する啓発の推進 ●県や商工会など多様な主体と連携した企業向けセミナーの開催等、女性活躍に資する取組の検討・実施	企画政策課 産業経済課

②⑤ 女性のチャレンジ支援（エンパワーメント支援）

女性のチャレンジや再チャレンジのための学習機会の提供や相談、情報提供を行うとともに、女性の参画が進んでいない分野での活躍促進を行います。

特に、太子町では年少人口比率が高いにもかかわらず、子育て世代（特に30代）の女性の労働力率が全国や県と比較すると高くないため、女性の再就職支援などの積極的な取組を推進します。

（図5-②：再掲）女性の年齢別労働力率



資料：令和2年国勢調査

	施策名	具体的施策	担当課
61	チャレンジに関する情報提供と支援	女性のチャレンジ、結婚や出産、育児で就業を中断した女性の再チャレンジを応援するため、起業や在宅ワークなどの多様な働き方や再就職に関する支援を行います。 ●多様な働き方や再就職などに関する情報提供、相談窓口の紹介や支援の実施 ●女性のキャリアアップを目的としたセミナーなどの開催 ●ひょうご女性チャレンジ支援サイトの活用	企画政策課 産業経済課
62	女性の参画が進んでいない分野への参画推進	農業や自営業に従事する女性の果たす役割を評価し、経営基盤を確立するための普及・啓発に努めます。 ●農業部門に女性の意見を反映させるため、農業委員などへの女性の参画促進 ●農業に関連して起業を行う女性や女性グループへの情報提供とネットワーク化の支援	産業経済課

❖ 基本目標 3 における目標数値 (※) は 5 年に 1 度の住民アンケートの結果による

No.	基本 課題	目標項目	直近数値	目標数値 (10 年度)	担当課
②7	11	「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」について、言葉も内容も知っている人の割合 (※)	45.2%	60.0%	企画政策課
②8		週労働時間 60 時間以上の労働者の割合 (※)	6.0%	5.0%	企画政策課
②9		メンタルヘルス対策を行っている事業所の割合 (※)	51.8%	80.0%	企画政策課
③0		家庭生活で男女平等であると感じる人の割合 (※)	新規 (31.5%)	40.0%	企画政策課
③1	12	職場において男女が平等であると感じる人の割合 (※)	新規 (21.2%)	30.0%	企画政策課
③2		事業所への情報提供を行った回数	5 回	5 回	産業経済課
③3		女性の就業率（国勢調査より） ①15 歳以上 ②15 歳から 64 歳まで ③25 歳から 44 歳まで	①46.9% ②63.9% ③70.7%	①50.0% ②70.0% ③75.0%	企画政策課

【基本目標 4】

全ての人が活躍できる環境づくり

男女共同参画社会の実現のためには、一人ひとりが社会における対等な構成員として、互いに責任を担い、自らの意思によって社会のあらゆる分野の活動に参画する機会が確保されることが必要です。

平成 28 年（2016 年）4 月に施行された「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」では、職業生活において女性自らの意思によってその個性と能力を十分に発揮できるよう施策を推進していくことを規定しています。

こうした法整備が進む中で、近年では社会の様々な分野で女性が活躍する姿がみられるようになりましたが、女性が能力を発揮する場や機会をさらに拡大させる必要があります。

今まで女性が進出していないような分野に、新たに女性が参画することでより豊かな環境となることが期待できることから、積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の推進に努め、町民生活に大きな影響を与える議会や審議会などにおいて、女性が参画しやすい施策の検討や積極的な登用を行うことが重要です。

また、大規模災害の発生は、全ての人の生活を脅かすと同時に、男女に異なる影響をもたらし、女性や子ども、性的少数者（性的マイノリティ）、避難において支援を要する方々がより深刻な影響を受けることが懸念されます。非常時の備え、初動段階、避難生活、復旧・復興の各段階において、コロナ禍の経験も踏まえ、男女共同参画の視点を取り入れた取組を行うことが肝要です。

あらゆる分野への女性の参画を推進するとともに、性別によるニーズの違いなどに配慮しながら施策に取り組み、全ての人が活躍できる環境づくりを推進していきます。

【関連する SDGs の取組目標】



基本課題 13

政策・方針決定の場への女性参画の促進

◆現状と課題

女性は、総人口の約半分、労働力人口の 4 割超を占め、政治・経済・社会の多くの分野の活動を担っています。

しかしながら、これらの分野における政策・方針決定の過程への女性の参画は極めて低調であり、男女共同参画社会基本法の制定から 20 年以上が経過した現在もなお大きな課題となっています。

国では、2020 年までにあらゆる場面で指導的地位に占める女性の割合を、少なくとも 30%程度とするよう目標を定めて推進してきましたが、未達となったため、第 5 次男女共同参画基本計画において、2020 年代の可能な限り早期に 30%程度となるよう目指して取組を進めるとともに、2030 年代には、誰もが性別を意識することなく活躍でき、指導的地位にある人々の性別に偏りがないような社会となることを目指しています。

また、兵庫県においても、ひょうご男女いきいきプラン 2025（第 4 次兵庫県男女共同参画計画）において、審議会における女性委員割合を 2025 年までに 40%とする目標を掲げているほか、県職員における管理職の女性割合を上昇させる目標を設定しています。

太子町でも、プランの優先すべき取組として、意思決定の場への女性の参画を促進してきましたが、各種審議会などへの女性の登用率は平成 30 年度末時点で 20.7%、令和 4 年度末時点で 19.5%となり、令和 5 度末の目標数値である 30.0%には、厳しい状況といえます。また、住民アンケートの『男女の地位における平等性』の設問において、「政治の場」では、「男性が優遇されている」は 73.3%（「どちらかといえば男性が優遇されている」を含む。）となっており、平等と回答した人の 10.4%を大きく上回る結果となっています。

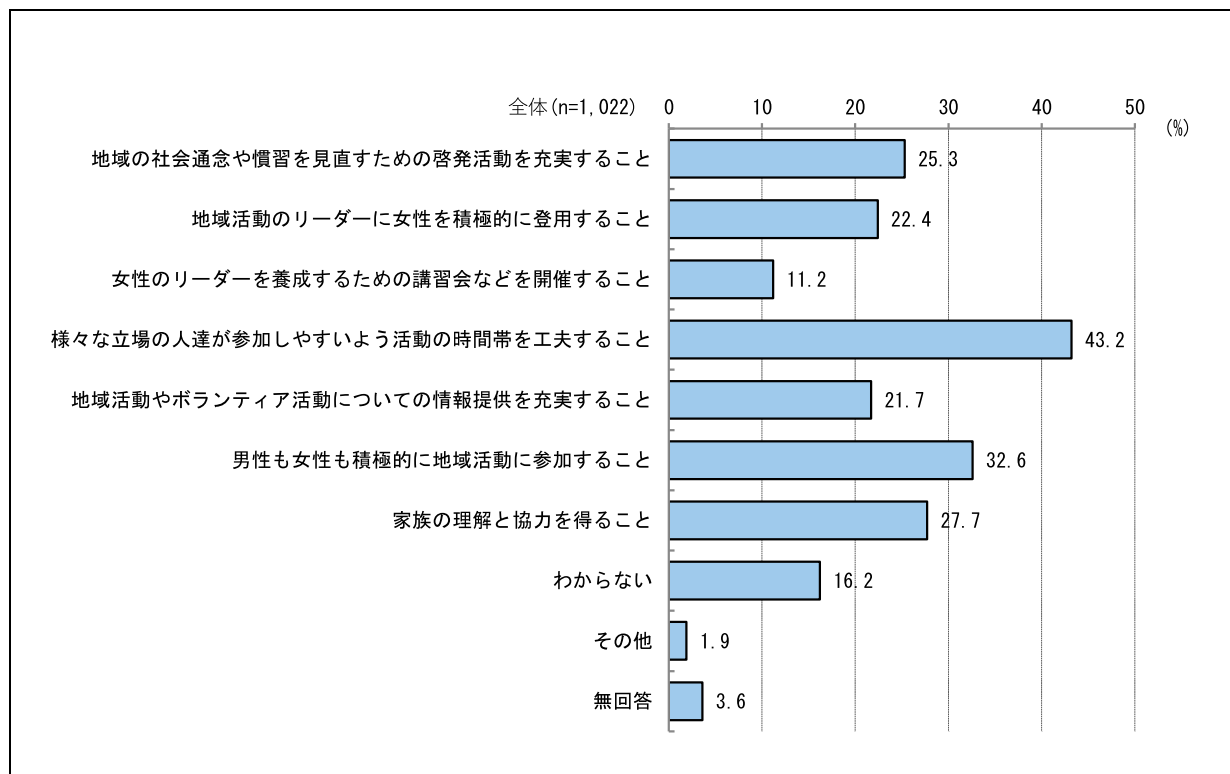
このような中、国の取組として、政党に対し、政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の趣旨に沿って、女性候補者の割合を高めることや、地方議会における議員活動と家庭生活の両立、ハラスメントの防止などに係る取組を要請するなど、政策・方針決定過程への女性の参画拡大に向けた動きも出てきています。

本町においても、引き続き、一人ひとりが対等な社会の構成員として、自らの意思によって主体的に社会参加ができるよう、行政が率先して取り組みながら、町内事業所や各種団体など社会の様々な分野で政策・方針決定過程への女性参画を図る必要があることから、次の取組項目に基づく具体的施策を推進します。

●本項で推進する取組項目

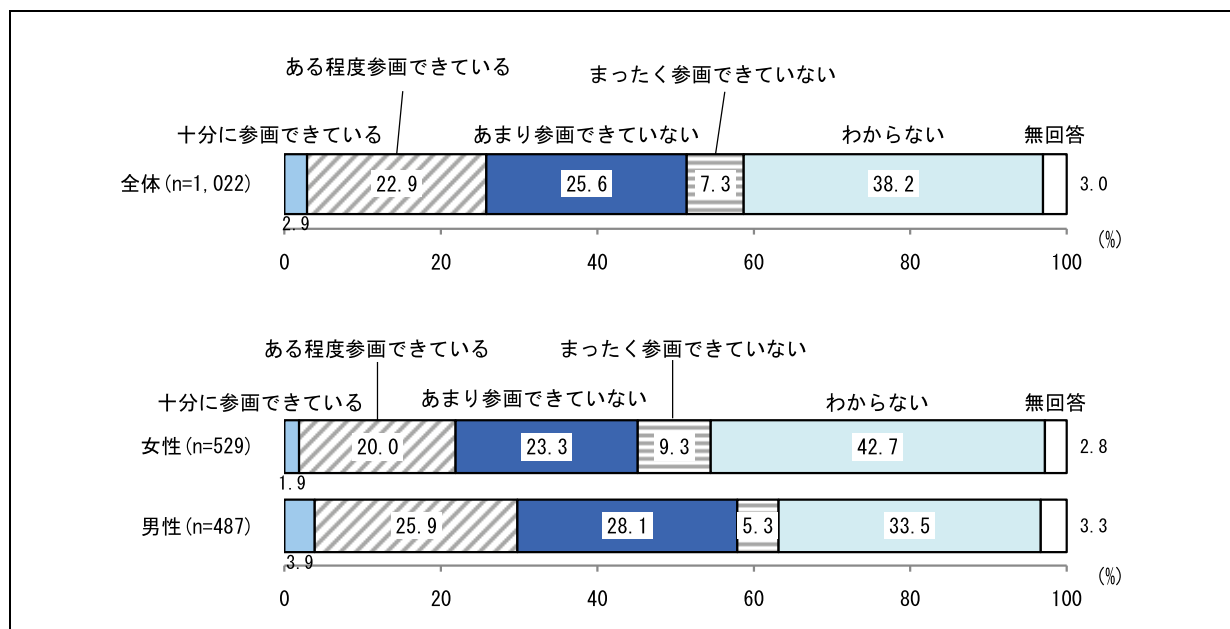
- ②⑥ 議会、審議会及び委員会などへの女性の参画促進
- ②⑦ 事業所や各種団体などにおける女性の参画促進

(図 11：再掲) 地域社会での男女共同参画を積極的に進めるために必要だと思うこと（複数回答）



資料：太子町男女共同参画等住民アンケート調査

(図 12：再掲) 地域活動や方針決定の場への女性の参画状況について



資料：太子町男女共同参画等住民アンケート調査

②⑥ 議会、審議会及び委員会などへの女性の参画促進

誰もが町政の意思決定の場に参画し、皆が住みよいまちづくりを進めるため、審議会などの女性委員の比率が上昇するよう努めます。

	施策名	具体的施策	担当課
63	女性の政治参画への啓発 【重点】	他市町議会の女性割合やジェンダーに関する取組を紹介し、女性の政治参画への啓発を行います。 ●先進的な地方議会の取組の紹介や具体的施策の検討 ●女性議員や町民（女性等）に係る町議会の環境整備の検討	企画政策課 議会事務局
64	各種審議会・委員会などへの女性の登用促進	誰もが意思決定の場に参画できるよう女性委員の登用を推進します。 ●女性のいない審議会・委員会の解消 ●議会・委員会などの女性委員が占める割合の向上 ●女性が委員になりやすい環境づくり	総務課 関係各課

②⑦ 事業所や各種団体などにおける女性の参画促進

事業所や各種団体において多様な意見が平等に反映されるよう、意思決定の場への女性の参画促進を働きかけます。

	施策名	具体的施策	担当課
65	事業所や各種団体などにおける意思決定の場への女性登用の促進	意思決定の場への女性の参画促進を働きかけ、女性が広く活躍できるよう情報提供やネットワークづくりのための支援に努めます。 ●事業所や各種団体への女性管理職や役員の登用推進の働きかけ ●女性リーダー養成の推進・啓発 ●女性の各種団体などの組織や活動への支援	企画政策課 産業経済課 関係各課

基本課題 14

防災分野における男女共同参画の推進

◆現状と課題

災害は、地震、津波、風水害などの自然現象（自然要因）とそれを受け止める側の社会の在り方（社会要因）により、その被害の大きさが決まってくると考えられています。

災害の要因の内、自然要因をコントロールすることはできませんが、社会要因については努力次第で軽減することが可能です。

性別、年齢や障害の有無など、様々な社会的立場によって影響は異なることから、社会要因による災害時の困難を最小限にする取組が重要です。

また、災害から受ける影響は、性差により違いがあることに配慮する必要があります。

住民アンケートでは、『生活環境・まちの施策』の設問で、「地震、台風などの自然災害に対する防災対策」について、標準以上（「満足」「まあ満足」「普通」）と回答した人が82.7%でしたが、同時に今後の重要度においても、標準以上（「重要」「まあ重要」「普通」）と回答した人が90.5%となっており、災害対策とこれに付随する男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立が重要となってきます。

台風や豪雨等の自然災害、南海トラフ巨大地震や山崎断層帯地震などの発生が懸念される中、災害に強い社会の実現のためには、女性や性的少数者（性的マイノリティ）、外国人など、様々な対象への配慮が必要です

こうした状況から、平常時より男女共同参画の視点に立った地域防災計画の見直しや地域防災の担い手となる人材の育成などを図る必要があるため、この項では、次の取組項目に基づく具体的施策を推進します。

●本項で推進する取組項目

⑳ 防災・復興への取組における男女共同参画の推進

⑳ 防災・復興への取組における男女共同参画の推進

災害時に多様な性がともに協力することができるよう、平常時よりお互いに立場を理解し合い、防災意識の向上を図りながら、コロナ禍も踏まえた体制の整備や意識醸成に努めます。

	施策名	具体的施策	担当課
66	男女共同参画の視点を反映した地域防災の推進	自主防災組織などの地域組織へ女性の参画を促し、多様な意見を取り入れた防災活動を推進します。 ●男女共同参画の視点を自主防災組織の活動へ取り入れ、地域の特性に応じた防災活動を推進	企画政策課
67	防災・減災を推進する地域リーダーの育成	兵庫県主催の「ひょうご防災リーダー養成講座」への参加を推進します。 ●自治会への情報提供	企画政策課
68	男女共同参画の視点を反映した避難所運営の推進 【重点】	感染症対応を含めた災害時の様々なニーズに対応するため、平常時より、男女共同参画の視点をとり入れた避難所運営を推進します。 ●感染症対応を含めた誰もが安心して過ごせる避難所環境の確保 ●避難所運営における女性の参画推進	企画政策課 関係各課

❖ 基本目標 4 における目標数値 (※) は 5 年に 1 度の住民アンケートの結果による

No.	基本 課題	目標項目	直近数値	目標数値 (10 年度)	担当課
③④	13	政治の場で男女平等と感じる人の割合 (※)	新規 (10.4%)	20.0%	企画政策課
③⑤		太子町議会における女性議員の比率	新規 (6.7%)	10.0%	議会事務局
③⑥		審議会等委員総数に占める女性の割合	19.5% (16 人/82 人)	30.0%	企画政策課 総務課
③⑦		女性委員を登用していない審議会等の数	新規 (2)	0	総務課
③⑧		女性の農業委員数	1 人	2 人	産業経済課
③⑨		地域活動の場で男女平等と感じる人の 割合 (※)	新規 (33.6%)	40.0%	企画政策課
④①		自治会長に占める女性の割合	新規 (1.5%)	5.0%	企画政策課
④①	14	ひょうご防災リーダー会の総数に占め る女性の割合	25.0% (4 人/16 人)	37.5% (6 人/16 人)	企画政策課

このページは白紙です